



庁舎位置の変更は議会で3分の2以上の賛成が必要

分庁舎方式の良さを検証し、市民に負担をかけない庁舎を

6月定例会の最終日に、市当局から米原市庁舎等整備の基本構想が提出されました。概要については、「広報まいばら」の7月15日号に掲載しています。当局は7月24・25日に住民説明会を行い、9月議会で条例等を検討しているとしています。市議会では、全員協議会で議論を行っています。

市の基本構想の内容は

- 先の庁舎等整備検討委員会の答申を踏まえ、次の構想を策定したとしています。
- 現在の分庁舎方式を廃止して、「総合庁舎」を建設する。
- 今までの分庁舎には市民サービス機能のみを残す「市民自治センター」を配置するとしています。
- 位置は「米原駅東口市有地」としています。写真で見れば、米原駅東口の東側三角地を含む7090㎡です。

議会の意向調査でどのような意見が出されたか。

- 議会が、2月から3月にかけて実施した、市民意向調査の中で次のような総合庁舎反対の意見や米原駅東口に反対意見が出されています。今回の提案はそれらの意見に十分答えているとは言えません。
- 今の状態で不便を感じない。分庁舎の非効率さが市民には見えてこない。
- 長浜のように一極集中で他は切り捨て状態になるのは目に見えている。
- 米原駅東口は国道8号線からしかアクセスできない。豪雪や交通渋滞の時防災拠点として最悪。東口を商業施設として利用できなくなるマイナス面も考慮すべき。
- 米原駅東口は端っこすぎる。
- 子どもの世代に借金を残すようなことがあってはならない。いらない施設があるのに新しい建物を建てることを本当に考えていただきたい。
- 一極集中が効率がよいとされるが、パソコンがあり、世界中が近くにある現在、米原市に一極集中が必要か。
- 防災拠点とするならば、4庁舎を充実させるべき。ひとつ潰れたら終わりです。拠点は分散すべき。

日本共産党米原市議団の考え方は

- 人口が4万人を切る中で、若い世代にこれ以上の負担をかけない庁舎のあり方を検討する。
- 統合庁舎ありきの議論ではなく、分庁舎方式についてのメリット・デメリットをしっかりと検証する。(防災や地域振興には4庁舎に職員が常駐していることに大きな意味がある。)
- 現庁舎の改修については耐震補強の可能性を中心に検討を行い、無駄なコストを庁舎には使わない。(山東庁舎、近江庁舎は耐震性が保たれている)

庁舎位置と議会の関係

庁舎建設について、議会は重要な役割を持つています。現在、全員協議会でいろいろな議論がなされており、統合庁舎に賛成の議員でも、米原駅東口ではダメという議員もたくさんいます。

庁舎の位置について地方自治法では3分の2以上の賛成が必要としています。米原議会は定数20人ですので、7人以上の反対があれば、事務所位置は変更できません。

地方自治法

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 (略)
- 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

第1回ミニ平和まつり3米原

時 7月26日(日)17時30分

場所 米原市枝折(太田市議宅前)

内容 コンサート・流しそうめん

模擬店(焼きそば・かき氷等)

是非皆さん参加ください。詳しくは太田宅に電話ください。

※参加協力券100円

雑感 7月15日に衆議院安保法制特別委員会で「戦争法案」が強行採決されました。16日衆議院本会議で可決され、参議院に送られます。7月15日は日本共産党の結党93年の日です。こんな日に強行採決とは。安倍首相は「国民は十分理解を得ているとは考えていない」と言いつつ強行採決とは。国民をばかにするなと言いたい。